

毒物及び劇物の取り扱いについて

1 在庫の管理

- (1) 毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、下記の様式の管理簿を作成する。
- (2) 各従業員は、仕入、販売、廃棄のつど、年月日と数量を記入し捺印又はサインをする。
- (3) 必要以上の量を保管しないように注意し、在庫量については、定期的に確認を行う。

毒物劇物管理簿						
医薬用外 劇物	品名	塩酸	規格	35%	単位	500g

年月日	仕入量	販売量	在庫量	購入者 (印)	販売者 (印)	責任者 (印)
・						
・						

2 貯蔵設備

保管庫の条件としては以下のような事項があげられる。

- ・盗難を防止できる場所に設置すること。
- ・他の薬品等と明確に区分された専用であること。
- ・堅固なものであること。
- ・施錠できるものであること。
- ・医薬用外毒物・医薬用外劇物の文字を明瞭に表示してあること。
- ・飛散、漏れ、しみ出し、流れ出、地下にしみこむおそれがないこと。
- ・壁に固定してあること。
- ・ボルトトレー等で転倒・落下防止措置がしてあること。

3 取扱いについて

(1) 運搬

ア 自社で運搬する場合は、運搬の基準(施行令、薬務局長通知)を遵守する。

落下転倒・破損の防止、流出・飛散等の防止及び盗難・紛失の防止に必要な措置を講ずるとともに事故の際の応急措置の内容を記した書面を携行する。

イ 運搬を他に委託するときは、運送人と連絡を密にとりあうとともに、運送経路、運送日時、再委託運搬の有無等を確認する。

一回につき 1000 kg(混載を含む)を超えて委託するときは、運送人に対し、あらかじめ、毒物劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急措置の内容を記した書面を交付する。

(2) 保管庫の管理

ア 保管庫は常時施錠し、必要なときのみ開けること。なお、鍵の管理は取扱責任者が行う。

イ 「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示する。

ウ 毒物劇物以外の物は保管しない。

エ 混合、混触により発火等の危険のある薬品は、区別して保管する。

(3) 保管の委託

ア 他社に保管を委託するときは、委託先の保管、取扱い等が毒物及び劇物取締法に適合しているかどうか確認する。

(4) 譲渡手続

ア 販売先が、毒物劇物営業者、使用者の別を確認する。

販売先が、毒物劇物営業者の場合は、販売、授与のつど、毒物劇物の名称、数量、販売・授与の年月日、譲受人の氏名、職業、住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を書面に記載する。

販売先が、使用者の場合は、譲受人から前記事項を記載し、印を押した書面(下記様式)の提出を受けなければ販売してはならない。書面は5年間保存する。

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人 (法人にあっては、その名称 及び主たる事務所の所在地)	氏名	印
	職業	
	住所	
備考		

イ 交付の制限

- ・18歳未満の者、精神病者、麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒者に交付してはならない。
- ・職業・言動・購入量から、使用目的に不審のある・安全な取扱いに不安のある者には交付してはならない。
- ・また、このような不審な動向のあるものについては速やかに警察署へ通報する。

ウ 交付時の確認

- ・トルエン等については、身分証明書(運転免許証等)により必ず身元を確認し、併せて使用目的・使用日時等を聞く。
- ・代理人の場合は、購入者に問い合わせるか委任状を提出させる。
- ・確認した事項は、交付帳簿に記載し、5年間保存する。

参考：交付時に確認の必要がある毒物劇物

- * 塩素酸塩類等爆発性を有する劇物(法第15条)
- * 亜砒酸等の毒物(以下薬務局長通知)
- * パラコート等の毒物又は劇物たる農薬
- * シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物
- * トルエン、トルエンを含むシンナー

4 応急の措置・廃棄

- (1) 万一取扱中に容器の破損等により、毒物劇物の流出・飛散等の事故を起こした場合は、直ちに対応し、被害の拡大を防止する。
- (2) 「医薬用外毒物劇物危害防止規定 緊急連絡網」に基づき必要な連絡・報告等の処理を行う。
- (3) 廃棄は都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託し、その記録を保管する。

5 自己点検

取扱責任者は、毒物劇物の貯蔵・取扱について、定期的に点検し記録する。